

200901044A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析－

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成22(2010)年 3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析－

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成22(2010)年 3月

目 次

I. 総括研究報告

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究 -----1

研究代表者 松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)
研究分担者 西村万里子 (明治学院大学法学部教授)
同 上 橋本 理 (関西大学社会学部准教授)
同 上 吉中季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

(資料1) インタビュー対象団体一覧

(資料2) インタビュー調査依頼書

(資料3) インタビュー項目

II. 分担研究報告

1. 日本労働者協同組合におけるワーク・インテグレーションの取り組みと課題 ----- 13

橋本 理 (関西大学社会学部准教授)

2. ワーカーズ・コレクティブにおけるワーク・インテグレーションの取り組みと課題 ----- 21

松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

3. 障害者に対する生活支援と就労支援に関する研究

— (財) ヤマト福祉財団と滋賀の社会的事業所の調査事例を通して ----- 27

吉中 季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)、松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

(資料1) 障害者雇用に関するデータ

(資料2) (財) ヤマト福祉財団「『障がい者のクロネコメール便配達』— 参入の手引き (2007年) 」
より一部抜粋

4. ホームレスに対する生活支援と就労支援に関する研究

— 企業組合あうんとNPO法人さなぎ達の調査事例を通して ----- 39

西村 万里子 (明治学院大学法学部教授)、吉中 季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 45

IV. 研究成果の刊行物・別刷 ----- 47

1. 松本 典子・西村 万里子・橋本 理・吉中 季子「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題— 障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に」
『駒澤大学経済学論集』41巻3号、2010年3月、45～80頁。

2. 橋本 理「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ (W I S E) とは何か
— その背景、動向と課題」『協同の発見』209号、2009年12月、33～41頁。

3. 松本 典子「日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状

— (財) ヤマト福祉財団の事例から」『協同の発見』209号、2009年12月、42～46頁。

I. 総括研究報告

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究

研究代表者	松本 典子	（駒澤大学経済学部講師）
研究分担者	西村万里子	（明治学院大学法学部教授）
同 上	橋本 理	（関西大学社会学部准教授）
同 上	吉中季子	（大阪体育大学健康福祉学部講師）

研究要旨

【研究目的】

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業（WISE）」の実態調査を行い、WISEによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

【研究方法】

第1に、日本のWISEの現段階での活動状況を詳細に示す。ここでは、①東京圏と関西圏におけるWISEの概数および活動形態・分野（WISEのマッピング）と、②障害者支援およびホームレス支援に取り組むWISEの活動の意義と課題を分析する。現段階では、日本のWISEに関する基礎データがなく、都市部（東京圏と関西圏）のWISEの基礎データを構築することは意義深い。また、喫緊の課題である障害者支援およびホームレス支援に焦点をあて、効果的なWISEの機能条件と支援策を示すことは就労による自立支援の具体的な道筋を示すこととなる。具体的には、東京圏と関西圏に存在するWISEの一覧作成、先駆的団体のインタビュー調査、都市部のWISEの質問紙調査を行う。

第2に、WISEによるソーシャル・インクルージョンの取り組みが進む韓国および台湾の実態調査を行い、WISEの「成功要因」と「失敗要因」を明らかにする。具体的には、韓国および台湾のWISE支援団体や先駆的団体のインタビュー調査により、WISEの効果的支援策を抽出する。単なる事例分析にとどまらず、WISEの日本型モデル構築に必要な条件（経営課題、法体系、地域資源の活用方法等）を示す分析を進める。韓国および台湾を対象として取り上げた理由は、その制度的背景や比較の基礎となる条件に日本との類似性があり、WISEの日本型モデル構築に有益と考えるからである。

第3に、以上の調査をもとに、WISEの日本型モデル構築に向けて、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学の観点から分析し、その条件整備に必要な社会保障政策および社会福祉政策を明らかにする。

なお、実証研究では倫理面に細心の注意を払う。

【研究結果】

政策形成の前提となる日本におけるWISEの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にWISEの活動形態・活動分野を考察した。その上で、日本の先進事例への訪問インタビュー調査を行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを検討してきた。

【結論】

日本のW I S Eは、資金調達・確保の困難性に直面している。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S Eが多数出現するようになれば、労働統合の対象者に対する就労支援だけでなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。

W I S Eの包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体が持続的に発展できるような、5年、10年先を見据えた支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

A. 研究目的

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業（W I S E）」の実態調査を行い、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

欧州ではW I S Eによる労働市場への統合が展開され、その実証的研究が進められている。Nyssens, M. eds. [2006] *Social Enterprise*, Routledgeは、W I S Eの実態調査を行い、文化的な背景や法人形態の状況、支援政策のあり方も踏まえた研究をしている。また、韓国では、2006年に社会的企業育成法が成立し社会的弱者を社会に包摂する活動が行われている。

現在、わが国でも社会的排除に関する研究が増加し、社会的企業の役割が注目されている（福原宏幸編著 [2007] 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、など）が、W I S Eに直接的に焦点を絞った研究は少なく、労働市場への統合を通じたソーシャル・インクルージョンを目的とするW I S Eの日本型モデルの構築を提起する調査研究が必要である。

本研究では、わが国におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と

関西圏）を対象にW I S Eの概数および活動形態・活動分野について明らかにする。この作業により政策形成の前提となる基礎データを得る。そのうえで、日本での先進事例である団体のインタビューを行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを明確化する。とりわけ、障害者支援およびホームレス支援の団体に焦点をあて、W I S Eの効果的機能化の条件を明らかにする。また、本研究では、韓国および台湾のW I S Eの取り組みも実態調査し、その成功要因と失敗要因を明らかにし、W I S Eの効果的な支援策を探る。韓国および台湾を対象として取り上げた理由はアジア圏の中で日本との類似性がみられるからである。

W I S Eの分析には、法体系および社会保障政策のあり方、地域資源の活用の分析が重要である。本研究は、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学など多面的な角度からW I S Eの機能条件と支援政策を示す。

B. 研究方法

本研究は、研究目的を着実に達成するため、4つのステージ（平成21年度前半、平成21年度後半、平成22年度前半、平成22年度後

半)を定めて、7つの検討項目を設定した。

検討項目① 国内外のW I S Eの文献・資料の整理(平成21年度前半実施)

既存の文献・資料の渉猟をほぼ終えているので、W I S Eに関する新刊や最新の資料の収集を続け、W I S Eの国内外の最新の動向について分析する作業が中心となる。

検討項目② 日本のW I S Eの現状把握(基礎データの作成) <W I S Eのマッピング>(平成21年度前半実施)

都市部(東京圏と関西圏)に焦点をあて、W I S Eの概数および活動形態・活動分野を明らかにする。方法としては、コミュニティビジネス支援の対象となっている団体一覧やN P O法人の支援組織のダイレクトリーにおける就労支援・職業訓練に携わる団体、作業所や障害者支援団体、ホームレス支援団体のネットワークの情報などを活用し、障害者支援およびホームレス支援に関する労働市場への統合に向けた様々な取り組みを網羅した事業活動の一覧を作成する。職業訓練や生活支援などに取り組む就労支援型の団体と、社会的に排除されるリスクが高い人々を積極的に雇い入れている雇用促進型の団体に分類し、活動形態や支援対象者数などの指標を組み込んだW I S Eの基礎データ作成を行う。研究代表者および分担者がこれまで構築してきたネットワークを活用することにより、東京圏と関西圏における現場の動向について詳細な現状把握を行う。

検討項目③ 日本の先駆的団体へのインタビュー調査の実施(平成21年度後半実施)

検討項目②で作成した一覧をもとに、W I S Eの機能が効果的に発揮されている先駆的な活動を抽出し、W I S Eのおかれている

現状について、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質問を行い、W I S Eの機能条件と活動の阻害要因を明らかにする。W I S Eが効果的にソーシャル・インクルージョンを促進するために必要な条件とは何かを探る。東京圏と関西圏における障害者支援W I S Eとホームレス支援W I S E(計20団体を予定)を対象としたインタビュー調査を実施する。必要に応じて、東京圏・関西圏以外でも、追加インタビュー調査を実施する。検討項目②と③を踏まえて、平成21年度末に、中間報告書を作成する。

検討項目④ 韓国・台湾のW I S E支援団体および先駆的団体へのインタビュー調査(平成22年度前半実施)

韓国と台湾のW I S Eおよび関連機関においてインタビュー調査を実施し、日本型モデルの構築を念頭において、W I S Eの成功要因と失敗要因を明らかにする。現地のW I S Eに関するネットワーク組織が有する情報を活用し、調査対象団体を選定する。例えば、韓国においては、障害者支援W I S E(社会的企業育成法に基づく組織)および中間支援団体(計8団体を予定)からインタビュー調査を行う。インタビュー調査においては、文化的な背景の違い、W I S Eをめぐる法人形態の整備状況、支援政策・制度のあり方に注意を払う。

検討項目⑤ 日本のW I S Eに対する質問紙調査(平成22年度前半実施)

日本の先駆的団体へのインタビュー調査および海外調査に基づいて調査票を作成し、東京圏と関西圏の団体を対象とした調査を行う。調査では、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質

問を行い、W I S Eの機能条件と活動の阻害要因について一般化できる点は何かを抽出する。また、先駆的団体によるインタビュー調査結果との違いを分析する。

検討項目⑥ 日本型モデル構築に必要なW I S Eの機能条件と支援政策の提示

上記の調査をもとに、W I S Eの日本型モデル構築に向けて、学際的な観点から分析し、その条件整備に必要な施策を明らかにする。

検討項目⑦ 報告書の作成

調査研究をとりまとめた研究報告書を作成する。

※倫理面への配慮

本研究ではインタビュー調査および質問紙調査を実施するため、事前に相手方に調査の趣旨について同意を得るとともに、個人情報の取り扱いには万全を期する。調査のアポイントメントをとる段階において、「当日お伺いした内容については、報告書作成等の研究目的に使用します」という旨の文書を必ず添付して、相手方の人権を尊重・保護して、同意・協力を得る。調査記録や録音媒体等の情報は申請者が厳正に管理し、本人の承諾なく外部に公開することは決して行わない。

C. 研究結果

平成21年度の研究では、主に検討事項①～③に取り組んだ。政策形成の前提となる日本におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にW I S Eの活動形態・活動分野を考察した。その上で、日本の先進事例への訪問インタビュー調査を行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを検討してきた（松本・西村・橋本・吉中[2010]）。とりわけ本研究では、障害者支援およびホームレス支援の団体に焦点をあて、W I S Eの効果

的機能化の条件を明らかにしている。

D. 考察

W I S Eという概念を用いるうえで導き出される論点を考察する。1つは、各事業組織の資源の動員についての問題であり、もう1つは当事者の働き方に関わる問題である。

(1) 各事業所の資源動員に関する問題

W I S Eに類する事業組織の経営環境を考えるうえで行政とのかかわりや制度面が大きな影響力を持っていることが指摘できる。具体的には、障害者やホームレスの仕事の場をつくりだすうえで、行政からの事業委託や指定管理者としての事業の実施が、事業活動において重要な位置を占める例が多いことがあげられる。また、本研究で事例として取り上げた事業所は、教育訓練や実習など職業能力開発の場として活用されていることも多かった。ここで指摘される問題点としては、事業の入札や指定管理者の選定において仕事の単価が下げられるなど競争が厳しい状況があり、仕事の確保の前提となる事業の継続性の基盤が不安定な状況がみられることがあげられる。もちろん、例えば、総合評価入札のように就職困難者等を積極的に雇用している事業者が評価される仕組みが取り入れられている場合もあるが、実際のところ、事業者側は委託事業や指定管理者制度のもとの事業を継続的に実施できるかどうか不安を感じながらの運営を余儀なくされている場合が多い現状がある。そして、当然ながら、そのような不安定さの矛先は当事者にも向かうことになる。W I S Eに類する事業組織のなかには、独自の仕事づくりを試みて成果をあげている事例もあるが、それらの試みによる仕事の創出の数は現段階では限定的であるものといわざるをえない。したがって、社会全体としては、W I S Eの範疇に入る事業組織の持続的な運営を可能にするために、行政による事業の委託のあり方についての検討が必要となろう。

なお、本研究で取り上げた事例からいえば、それぞれの事業者は、当然のことながら事業をどのように成り立たせるかといった現実には迫られてはいるものの、他方でそれぞれの事業者が掲げる理念に則ったかたちで就職困難者の働く場を作り出したり、ともに働く場を生み出してきているという特徴がある。各事業者は採算面のみにとらわれるのではなく、現場の実情に即しながら理念と採算の狭間で苦心するなかで事業に取り組んでいることは銘記されるべきである。

(2) 当事者の働き方に関わる問題

障害者の場合に最も端的に表れる問題だが、当事者がどのような働き方の仕事に就くかについては、様々なパターンがみられることが指摘できる。具体的には、雇用関係を結ぶ場合、実習や訓練生として仕事の間を提供する場合、福祉的就労として働く場をつくり出す場合などである。現実には様々なかたちでの仕事の間が生み出されており、それは現状の制度や事業環境に対応する各事業所の工夫によるものである。また、当事者が抱える様々な就労阻害要因をうまく克服する配慮がそれぞれの事業者で働く人々の働き方をかたちづけている現状がある。本研究で取り上げた事例のみから、各事業者の試みを一般化したかたちで分類することは難しいが、EU各国のW I S E の分類においても (Davister, C., Defourny, J. and Gregoire, O. [2004] "Work Integration Social Enterprises in the European Union: An Overview of Existing Models", *EMES Working Papers* (no. 04/04))、当事者がどのような立場で仕事に就いているかは、分類するうえでの指標として重視されており、それらの先行研究を踏まえて、日本における種々の労働統合に関わる事業を類型化していくことは今後の重要な課題の1つと指摘できよう。そして、その類型化の試みは現場の実情に即したものでなければならず、今後より詳細な実態分析が求められ

ていよう。

本研究では、障害者およびホームレスを中心とした就職困難者を対象とする諸事業に着目したが、不安定雇用の増大や若年層の雇用をめぐる状況の悪化が指摘されるなか、今後はますますW I S E という存在への期待が高まることが予想される。実際のところ、本研究で扱った事業組織のなかにも、就労阻害要因を抱えた若者を受け入れている事例もみられており、現場の実態把握とそれに即したW I S E 概念の分析を深めることが必要となろう。

E. 結論

日本におけるW I S E も、活動分野・目的・形態などの面で多様である。試論的ではあるが、今回取り上げられなかった事例も含めてその機能に基づき日本のW I S E を類型化すれば、その活動形態は2つに大別することができる。第1に、自組織における就業・就労訓練を通じ就労困難者を労働市場に統合することを課題とする支援型のW I S E (活動形態：支援型)であり、従来の中間(支援)組織に該当するNPO(例えば、NPOサポートセンター)や協同組合(各種生協など)がこの役割を担っている場合も少なくない。第2に、自組織に働く場を創出し、就労困難者を労働市場に統合することを課題とする雇用創出型のW I S E である。後者はさらに、就労困難者を自組織に積極的に雇用する雇用型組織(活動形態：雇用型)および就労困難者が持つ専門性を活かし仲間とともに働く場を創出する協同・起業型組織(活動形態：協同・起業型)に分類できる。事業組織のなかには、これらの機能のいくつかを併せ持つものもある。重要なことは、こうした活動形態に沿って各々の団体に必要な政策支援を充実させていくことにある。

本研究では障害者を支援するW I S E に焦点を当て、その特徴と課題を論じる。

(1) 支援型

支援型W I S E と位置づけられるN P O 法人共同連は2004年の第22回全国大会において「社会的事業所」制度作りという新たな目標を掲げ障害者支援を行っている。滋賀県では2005年4月に社会的事業所制度が成立し、同様に支援型W I S E とともに位置づけられるおおつ働き・暮らしセンターは、社会的事業所等の設立・支援を行い、相談や行政との仲介機能の役割を担っている。

支援型W I S E は、障害者の自立には就労支援だけではなく生活支援などを含めた総合的な支援が必要であることを痛感していることが少なくない。しかし、W I S E だけでは実現できない課題も少なくないため、政府や行政による長期的な視点に立った総合的な支援が求められており、また地域コミュニティの理解や支援も今以上に必要となるであろう。

(2) 雇用創出型（雇用型と協同・起業型）

雇用型W I S E と位置づけられるヤマト福祉財団では、1998年6月にヤマト運輸株式会社とともに株式会社スワンを設立し、1998年6月にスワンベーカリー銀座店、2001年11月に赤坂店、2002年10月にスワンカフェ銀座店を開業し、パン等の製造・販売に障害者を雇用している。同様に雇用型W I S E とともに位置づけられるN P O 法人わっぱの会では、無添加パン「わっぱん」や洋菓子の製造・販売を通じて障害者を雇用している。

協同・起業型W I S E とともに位置づけられるワーカーズ・コープは、働く人々が出資をして民主的に経営し人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合であり、その1つの事業体である奈良西事業所は立地する吉田病院の清掃業務を受託したり、奈良公園地下歩道などの清掃事業を行政から受託するなど組合員と障害者らが自主的に事業を創出している。

雇用創出型W I S E の中でも協同・起業型は、行政の委託事業を受託する必要性から止むを

得ずN P O 法人格を取得し雇用形態をとっている場合もあるが、そもそも雇用／被雇用関係を望まないワーカーズ・コープ／コレクティブにとっては組織理念との矛盾が生じることになる。現状では労働者全てが出資し経営し働くことを求めて協同・起業型W I S E を形成したくともその理念に当てはまる法人格（イタリアの社会的協同組合B型や韓国の社会的企業育成法のようなもの）がないために、現在「協同労働の協同組合法」の法制化が目指されている。

以上において考察した両類型に共通する課題は資金調達・確保の困難性である。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S E が出現するようになれば、支援型／雇用創出型に関わらず、労働統合の対象者に対する就労支援だけではなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。こうしたW I S E の包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体の支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

(1) 松本典子・西村万里子・橋本理・吉中季子「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題ー障害者およびホームレスを対象とした事例を中心

に」『駒澤大学経済学論集』41 卷 3 号、2010 年、45～80 頁

(2) 松本典子「日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状－

(財) ヤマト福祉財団の事例から」『協同の発見』209 号、2009 年、42～46 頁。

(3) 西村万里子・塚本一郎、Chapter 8 Japan、Social Enterprise Global Comparison (J. Kerlin ed.)、2009 年、

(4) 橋本理「EUにおける労働統合を目的とした社会的企業（ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ）の動向－社会的企業論の批判的検討から」『関西大学社会学部紀要』41 卷 1 号、2009 年、37-62 頁。

(5) 橋本理「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ (WISE) とは何か－その背景、研究動向と課題」『協同の発見』209 号、2009 年、33～41 頁。

(6) 吉中季子、The Mother and Child Household in the Working Poor Class: The Realities of the Past and Present、『大阪体育学健康福祉学部紀要』7 号、2010 年、

(7) 吉中季子「デンマークにおけるドメスティックバイオレンスの支援策－シェルターによる支援体制」『大阪体育学健康福祉学部紀要』6 号、2009 年、13～29 頁。

2. 学会発表

(1) 松本典子・橋本理・吉中季子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の役割と課題」日本NPO学会第12回年次大会（立命館大学）、2010年3月13日

(2) 松本典子「社会的企業研究の現代的意義」日本経営学会関東部会7月例会（駒澤大学）、2009年7月25日

(3) 松本典子、Social Enterprises of and for Women: the Case of Japanese Workers' Collective、International Conference on Women and Economic Alternative (Busan ,

Korea)、2009年10月30日

(4) 橋本理「ワーク・インテグレーションに取り組む事業組織の動向と課題」日本協同組合学会第29回大会（酪農学園大学）、2009年9月13日

(5) 橋本理、An Inquiry into the Social Dimensions of Management: Research notes on Social Enterprises and Corporate Social Responsibility in Japan、The 6th International Society for the Third Sector Research Asia Pacific Regional Conference (Howard International House Taipei, Taiwan)、2009年11月3日

H. 知的財産権の出願・登録状況
該当なし

(資料1) インタビュー対象団体一覧

*ホームレス関連団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動・事業内容	活動形態
あうん	企業組合	東京都荒川区 東日暮里	リサイクルショップ事業、 便利屋事業、など ※詳細は、本誌の吉中論文 を参照	協同・起業型
さなぎ達	NPO法人	神奈川県横浜市 中区寿町	さなぎの家(憩いの場、衣 料・日用雑貨の提供)、さな ぎの食堂の運営、など	支援型 雇用型
自立支援サポート センターもやい	NPO法人	東京都新宿区 新小川町	入居支援、生活相談支援、 など	支援型
自立支援センター ふるさとの会	NPO法人	東京都台東区	自立支援センター事業、宿 泊所事業、訪問介護事業、 就労支援事業、など	支援型 雇用型
日本労働者協同組 合連合会センター 事業団	任意団体 NPO法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関 連事業等	支援型 協同・起業型
釜ヶ崎支援機構	NPO法人	大阪府大阪市 西成区	就労機会提供、就労自立サ ポート事業、福祉・生活・ 健康サポート事業、寝場所 提供事業、など	支援型 雇用型
北九州ホームレス 支援機構	NPO法人	福岡県北九州市 八幡東区	炊き出し、物資支援、保険・ 医療支援、相談支援、自立 支援住宅事業、就労支援、 保証人確保支援、など	支援型
ビッグイシュー日 本	有限会社	大阪府大阪市 北区堂島	雑誌「ビッグイシュー」の 販売	支援型
ささしま共生会	NPO法人	愛知県名古屋市 昭和区	炊き出し、生活相談、デイ ケア事業、住居提供、など	支援型
プロミスキーパー ズ	NPO法人	沖縄県	社会的弱者、ホームレス、 母子寡婦への支援、エデ ン・ハウスで生活をしてい る人々の雇用育成と自立の 為の資金作り、エコ、リサ イクルなどの資源再利用、 など	支援型

* 障害者関連団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動内容	活動形態
きょうされん	任意団体	東京都中野区	障害者の就労支援・生活支援、など	支援型
日本労働者協同組合連合会センター事業団	任意団体 NPO法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関連事業等	支援型 協同・起業型
ヤマト福祉財団	財団法人	東京都中央区 銀座	スワンベーカーリー事業、クロネコメール便事業、就労移行支援事業、など	雇用型 支援型
日本理化学工業	株式会社	東京都大田区 (本社)、神奈川県川崎市(営業事務所)	文具・事務用品製造販売、プラスチック成形加工、など	雇用型
ワーカーズ・コレクティブ協会	NPO法人	神奈川県横浜市	就労支援、コミュニティキッチンぱらん運営事業、調査研究・講座企画開催事業、など	支援型 協同・起業型
ココ・ファーム・ワイナリー	有限会社	栃木県足利市	ワインの製造・販売	雇用型
わっぱの会	NPO法人	愛知県	共働事業所づくり、パン(無添加パン「わっぱん」)・洋菓子の製造・販売、リサイクル事業、就労支援、など	支援型 雇用型
共同連	NPO法人	滋賀県大津市	社会的事業所制度づくり、国際交流会・研究会の実施、政策提言、など	支援型
おおつ働き・暮らし応援センター	任意団体	滋賀県大津市	共働事業所づくり、研究会の実施、政策提言、など	支援型
エル・チャレンジ	事業協同組合	大阪府大阪市 北区	就労体験、就労支援、など	支援型 雇用型

(資料2) インタビュー調査依頼書

2009年 月 日

〇〇〇

〇〇様

駒澤大学経済学部
専任講師 松本 典子

訪問インタビュー調査のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私たちは2009年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)の助成を受け、「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究—就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析」を進めております。そのため、今回は〇〇〇における就労支援の現状や課題について訪問インタビュー調査させて頂きたく、お電話でお願いいたしました次第です。

具体的には下記のように、訪問させていただきたいと考えております。ご多忙のところとは存じますがよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 日時:

2009年 月 日 () 時~ 時

2. 場所: ご指定ください。

3. 質問項目

具体的には以下の点についてお伺いしたいと考えております。

- ・ 貴団体の概況 (設立の沿革と現状)
- ・ 他団体とのネットワーク
- ・ 貴団体に求められる支援システム (補助金や助成の活用状況等)
- ・ 貴団体独自の取り組み
- ・ 今後の課題と展望

※以上に関連する資料をご提示・ご提供いただければ幸いです。

4. 研究組織

* 研究代表者

松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

* 研究分担者

西村 万里子 (明治学院大学法学部教授)

橋本 理 (関西大学社会学部准教授)

吉中 季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

【連絡先】

駒澤大学経済学部現代応用経済学科 専任講師 松本典子

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

(TEL) 03-3418-9674 (FAX) 03-3703-6046

(E-mail) ten@komazawa-u.ac.jp

(資料3) インタビュー項目

1. 組織の設立経緯・背景・活動の概況

- (1) 組織の歴史と現状
- (2) 主たる事業について（上部団体がある場合にはその団体との関係など）
- (3) 事業における就労や雇用の場の提供（ワーク・インテグレーション）の位置づけは？
- (4) ワーク・インテグレーションに取り組むきっかけ
- (5) 活動の対象地域
- (6) 参加[ガバナンス]のあり方（労働者の議決権や会議への参加など）

2. ワーク・インテグレーションの対象となる当事者について

- (1) 数（現在の数、累計）
- (2) 属性
- (3) 職業（仕事）の内容および訓練の方法
 - ①仕事の種類、雇用形態（「常用雇用」か、「期間の定めのある雇用」か）
 - ②訓練のあり方（OJTか、定型的な訓練か）
 - ③平均労働時間（週あたり）
 - ④仕事への関わり方（参加のあり方）
- (4) 地位（Status of the workers in integration）、待遇および賃金
 - ①雇用か、訓練生か
 - ②最低賃金以上か、時給・月収はいくらか、評価・手当・賞与など

3. 資源（資金調達）の方法、活用している施策、依拠している制度など

- (1) バックアップの体制（関連する団体があるか）
- (2) 福祉施策（雇用助成金、各種補助金など）

II. 分担研究報告

日本労働者協同組合におけるワーク・インテグレーションの取り組みと課題

研究分担者 橋本 理（関西大学社会学部准教授）

研究要旨

【目的】

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合センター事業団は、協同労働による仕事の創造と社会貢献を目的としている点で、日本におけるいわゆる社会的企業の典型例であり、W I S E の概念に相当する事業を行っている組織としては最も規模の大きいものの 1 つと位置づけられる。本研究の目的は、センター事業団において、W I S E の範疇にあてはまる取り組みがどのように展開されているかをみることにより、日本におけるW I S E の発展の様相を明らかにし、課題の明確化を図ることにある。

【方法】

第 1 にセンター事業団本部におけるヒアリングに基づき、センター事業団の全体の活動状況を明らかにし、第 2 に、積極的に障害者やホームレスの仕事の場を作り出しているセンター事業団の 3 事業所の訪問聞き取り調査を行い、障害者やホームレスの就労・雇用に向けての取り組みとその課題について明らかにした。

【結果】

センター事業団の先駆的な取り組みにおいては、障害者やホームレス状態にある人々の働く場を作り出すための種々の取り組みがなされていることがわかった。だが、それらの取り組みは事業組織のなかに体系的に組み込まれているというよりは、事業所で働く人々の創意工夫によるものが中心となっている。すなわち、働く人々のそれぞれの状況に合わせたきめ細やかな配慮の積み重ねによって、就労阻害要因を抱えている人々が働きやすい職場の環境を試行錯誤のなかから作り出していつている段階にある。したがって、これらの先駆的な取り組みを一般化することは今後の課題となる。また、これらの事業所の事業環境については、事業の入札や指定管理者の選定において仕事の単価が下げられるなど競争が厳しい状況があり、仕事の確保の前提となる事業の継続性の基盤が不安定な状況がみられる。したがって、就労阻害要因を抱える人々の働く場を作り出している事業所を支える制度の構築の必要性が指摘できる。また、各事業者はそのような厳しい経営環境なかでも、採算面のみにとらわれるのではなく、現場の実情に即しながら理念と採算の狭間で苦心するなかで事業に取り組んでいるので、現場の力を発揮するためにはその理念を尊重したかたちでの制度を設計することが課題となる。

A. 研究目的

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合センター事業団〔以下、「センター事業団」と

表記〕は、協同労働による「仕事おこし・まちづくり」の協同組合として活動を行っており、日本の労働者協同組合運動のけん引役を果た

す組織の1つとして存在している。協同労働による仕事の創造と社会貢献を目的としている点で、日本におけるいわゆる社会的企業の典型例であり、W I S E の概念に相当する事業を行っている組織としては最も規模の大きいものの1つと位置づけられる。

センター事業団では、雇用労働（雇用される働き方）ではなく雇用されない働き方を目指し、協同労働による仕事おこしに取り組むこと、働く人々を中心として事業組織を運営していく（自ら出資し、働き、経営に参加する）ことが目指されている。センター事業団の事業活動は、W I S E 概念が主として対象とする就労障害要因を抱えた人々のみをターゲットしているわけではないが、他方で、W I S E が主眼とする労働を通じた社会への統合という観点と重なりあう部分も多い。

また、ヨーロッパにおける社会的企業研究の主要な対象の1つとして協同組合があげられ、なかでも労働者協同組合の取り組みは、労働への統合という観点からいえばとりわけ注目されるものである。その典型としてしばしば取り上げられる例としてはイタリアの社会的協同組合が挙げられる。それらの海外の労働者協同組合の動向も踏まえてセンター事業団においては、種々の事業活動が展開されている。本研究の目的は、センター事業団においてW I S E の範疇にあてはまる取り組みがどのように展開されているかをみることにより、日本におけるW I S E の発展の様相を明らかにし、課題の明確化を図ることにある。

B. 研究方法

本研究では、第1にセンター事業団の活動状況の状況を示し、センター事業団全体として、障害者の働く場がどのように生み出されているかを示す。第2に、センター事業団の事業所のなかから、積極的に障害者やホームレスの仕事の場を作り出している事業所の訪問聞き取

り調査をもとに、障害者やホームレスの就労・雇用に向けての取り組みの様相とその課題について明らかにする。

C. 研究結果

1. センター事業団の活動の状況

センター事業団の業務形態については、人格なき社団として存在する「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合センター事業団」に加えて、「企業組合労協センター事業団」（高齢者、児童、障害者等の福祉事業を主事業とする）、「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」（子育て・保育事業及び指定管理での公共施設の管理・運営事業を行う）の形態が採用されており、業務内容に応じてそれぞれ形態のもとの活動がなされている。全国に12の事業本部・開発本部・特区、250の事業所があり、事業高の総額は2008年度見込み額で115億円である。

センター事業団全体としては、障害者の働く場がどのように事業所のなかにあるかの現状把握に取り組み始めている段階にある。その集計は作業の途中にあるが、実態が把握されている232の事業所についていえば、就労者数は全体で5,261名、そのうち組合員数が4,267名（全体の81.1%）、非組合員数が994名（全体の18.9%）となっている。そして、組合員のうち障害者は108名（全体の2.1%、組合員の2.5%）、非組合員のうち障害者は64名（全体の1.2%、非組合員の6.4%）となっている。事業所アンケートの記述からは、障害者の働く場をつくるのに積極的な事業所もある一方で、支援・受入体制が整っていない状況や、職務要件、仕事の確保・見直し、収益・労働条件などの面で課題があることを指摘する記述が比較的多くみられ、その意味においては、一般の民間企業における障害者の雇用意向調査においてよくみられる回答と同様の状況があると見受けられる。したがって、センター事業団が全体として障害

者の仕事の場をつくるうえで一般の民間企業とは異なる独自性があるとは必ずしもいえない現状がある。だがもちろん、センター事業団の取り組み全体のより詳細な実態分析を進めなければ、センター事業団において障害者の働く場がどのように取り組まれているかについての全体的な傾向を明らかにできず、一般の民間企業との異同についても明らかにすることはできない。今後、実態分析をより深めていくことが必要とされている。

他方、個々の事業所の取り組みについていえば、センター事業団のなかには、労働者協同組合としての特徴を活かした先進的な取り組みを見出すことができる。以下、センター事業団の3つの事業所を取り上げ、障害者や高齢者、ホームレスの「仕事づくり」に関わる取り組みがどのようになされているかを示す。

2. 事例①—自立支援センターまめの樹

2.1 事業の経緯

自立支援センターまめの樹は、センター事業団の東京・中部事業所の活動が進められるなかで立ち上げられた。中部事業所は、他の事業所と同様に清掃やビルメンテナンスの仕事が主流であったが、入札の単価が下がる状況を背景にして福祉の分野に挑戦しようという意見ができるようになり、ホームヘルパー2級を取得するためのヘルパー講座を行った。2003年にはヘルパーステーションを立ち上げるに至った。また、当時の東京都立中野養護学校の在校生に対するヘルパー講座を開催して欲しいという話があり、それを引き受けた。養護学校側はいくつか引受先を探したが見つからず、センター事業団のことを知って、この話を持ってきたとのことである。2003年度の1年間にホームヘルパー3級の講座(50時間)を2回行った。保護者、教員、事業所が連携を取りながら事業を行ったことはまめの樹にとって大きな経験となったとのことである。

また、財団法人東京しごと財団からの委託で障害者委託訓練講座の事業を引き受けたことが、まめの樹の活動が大きく展開する契機となった。この事業は、知的、身体、精神の三障害を対象とした障害者(就職意欲がある18歳以上で、交通費を自己負担できる人)を対象としたものでハローワークを通じて申し込みが行われる。清掃事業やビジネスマナーなどの訓練を行うものであり、3年間で50~60名を受け入れた。訓練を受けた者のうち約8割は就職に結びつくが、約2割の人が就職に結びつかない。約2割の人達をどのようにすればよいかと考えていた時期に障害者自立支援法が制定され、それをうけ障害者自立支援法のもとでの事業を行うことになった。

なお、一般就職に向けては、ハローワークに同行したり、人間関係を築くことを大事にしており、訓練生達が訓練を終えてからも集う場「グリーンビーンズ」をつくっている。

中部事業所は30年ほどの歴史があり、従来は、清掃事業や物流事業が盛んで、機動班と呼ばれる建物の定期清掃を行う班の仕事も活発であった。また、10年くらい前からは、地域福祉事業所としての動きもでてきて、子どもからお年寄りまでが関わるとい意味合いをこめた「まめの樹」という事業所名が付けられたとのことである。

2.2 事業活動について

中部事業所は、現在、障害者自立支援事業、清掃事業、介護保険事業を行っており、障害者自立支援事業については、2007年から特定非営利活動法人ワーカーズコープの法人格を活用して事業を行っている。当初は、就労継続支援A型事業所として立ち上げられ、2008年からは就労移行支援事業所としての事業も行っている。なお、清掃事業や介護保険事業は、企業組合労協センター事業団の法人格のもとで事業を行っている。

財団法人東京しごと財団からの委託事業による職業訓練を実施した当初は、訓練後に就職に至っていなかった人たちは福祉的就労の位置づけで日常清掃の仕事にボランティア的な関わりで働いていたが、障害者自立支援法のもとでは仕事を確保する必要がでてくる。そこで、センター事業団の事業所で指定管理を受けている文京区の児童館2事業所、世田谷区のデイサービス2カ所（ほほえみ、うめがおか）、墨田区1カ所の清掃事業を行うことになった。これらの清掃の仕事は、1人もしくは2人体制であり、3時間くらいの仕事が多く、直行直帰である。床の全面、トイレ、廊下、部屋というように、流れをはっきりさせることが大事であると認識されている。後にも触れるが、働く人々が自分でやりがいを持って仕事を進めるうえでも仕事の流れをはっきりさせることが重要となっている。

現在、まめの樹には、清掃事業を行う清掃班と、印刷や発送、入力などの作業を行う事務班、センター事業団の事業所の清掃事業の清掃物販を行う班がある。清掃物販を取り扱う仕事は、以前はセンター事業団本部で行っていたが、現在はまめの樹がその仕事を引き受けている。

障害者自立支援法の枠組みでいえば、「自立支援センターまめの樹」には就労継続支援A型事業所と就労移行支援事業所があるということになる。職員体制については、就労継続支援A型事業所は、管理者兼サービス管理責任者1名、職業指導員2名、生活支援員1名であり、就労移行支援事業所は、管理者兼サービス管理責任者1名、職業指導員1名、生活支援員1名、就労支援員兼職業指導員1名である。うち、両事業所の管理者兼サービス管理責任者は1人で兼任、両事業所の生活支援員も1人で兼任しており、就労移行支援事業所の職業指導員と就労支援員が1人で兼任している。したがって、合計で5人体制である。利用者は、就労継続支援A型事業は18名と研修中が2名、就労移行

支援事業は4名である。

以下、経営面に関して簡単に触れておく。自立支援給付費は単位制をとっており、1日約5,000円である。時給は800円以上900円くらいまでである。経営的には厳しく、もともとセンター事業団本部の仕事であった清掃物販の仕事を引き受けていることもあり、本部から家賃の補助を受けている状況にある。中部事業所全体では、年間の予算が8,000万円程度、そのうち、障害者自立支援事業が約1,500万円、介護保険事業も約1,500万円程度である。学校清掃は入札があり、競争が厳しい状況にある。

2.3 課題

次に、事業所としての課題について触れておく。第1に、仕事の確保があげられる。清掃事業や清掃物販は定期的な収入源となっているが、会議資料の印刷やテープ起こしなどは仕事が多い時期と少ない時期があるので、定期的な収入源を確保するための仕事の開拓が必要となっている。名刺の印刷など新しい取り組みを進めているところである。

第2に、訓練においてステップアップの場をつくっていくことがあげられる。センター事業団は母体が大きく様々な受け入れの場があるので、それをうまく活用していくことができるとよいと考えられている。

2.4 制度面について、他団体との関係

障害者自立支援法以前は、ハローワークへの同行などはボランティア的な関わりであったが、自立支援法以降では訓練の位置づけとなり、事業として行えるなどの変化がある。だが、障害者自立支援法についてははじまってまだ間もないので手探り状態のなかで事業を進めている。他の多くの作業所とは異なり、利用者がいろいろな区からやってきているが、区によって対応が異なるので、それぞれの区のやり方に合わせるのは大変である。